

改訂版「わかりやすい都市再開発法 - 制度の概要から税制まで - 」正誤表

株式会社大成出版社

この度は「わかりやすい都市再開発法 - 制度の概要から税制まで - 」をお買い求めいただき、誠にありがとうございます。

本文中に次のような訂正箇所がございました。謹んでお詫び申し上げます。

誤	正
P 128 (2) 上表の5年超(長期)の土地の譲渡(平成20年12月31日までの譲渡)のうち、優良住宅地造成等のための譲渡について、	(2) 上表の5年超(長期)の土地の譲渡(平成25年12月31日までの譲渡)のうち、優良住宅地造成等のための譲渡について、
P 142 G 過小床不交付又はやむを得ない事情による転出の場合の代替不動産の取得についての特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14 二)	G 過小床不交付又はやむを得ない事情による転出の場合の代替不動産の取得についての特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14 二)
P 144 J 権利変換による権利床等の取得に係る特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14)	J 権利変換による権利床等の取得に係る特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14)
P 153 J' 管理処分による不動産の取得に係る特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14)	J' 管理処分による不動産の取得に係る特例 [従前資産価格相当分控除：不動産取得税] (地73の14)
P 156 特定民間再開発事業 (1) 制度の概要 土地、建物を特定民間再開発事業の用に供するために譲渡した個人又は法人が、・・・	特定民間再開発事業 (1) 制度の概要 土地、建物を特定民間再開発事業の用に供するために譲渡した個人が、・・・・・・・・
P 157 (2) 適用対象区域 三大都市圏の既成市街地等(3 M参照)	(2) 適用対象区域 三大都市圏の既成市街地等
P 157 (2) 適用対象区域 都市再生特別措置法第66条第1項の認定整備事業計画の区域	(2) 適用対象区域 都市再生特別措置法第67条の認定整備事業計画の区域
P 157 (2) 適用対象区域 都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の集約都市開発事業計画の区域	(2) 適用対象区域 都市の低炭素化の促進に関する法律第12条の認定集約都市開発事業計画の区域

誤	正
P 158 (4) 地区外転出に係る特別の事情 (1) の特別な事情がある場合とは、・・・ 引き続き居住又は事業の用に供することが困難であると認定・・・	(4) 地区外転出に係る特別の事情 (1) の特別な事情がある場合とは、・・・ 引き続き居住の用に供することが困難であると認定・・・
P 158 (4) 地区外転出に係る特別の事情 <u>従前資産が個人の居住用資産の場合</u>	標題のみ削除
P 158 (4) 地区外転出に係る特別の事情 <u>従前資産が個人の事業用資産又は法人の資産である場合</u> <u>イ 当該個人又は法人が保安上危険であり、又は衛生上有害である事業を営んでいること</u> <u>ロ 中高層耐火建築物が従前の事業の用に供するのに不適當な構造、配置及び利用状況にあると認められるものであること</u> <u>ハ 中高層耐火建築物が従前の事業により証する騒音、振動、悪臭その他これらに準ずる障害の状況から見て当該従前の事業の用に供するのに不適當と認められるものであること</u> <u>ニ 中高層耐火建築物がその用途につき建築基準法（同法に基づく条例を含む。）の規定による制限を受けるため従前の事業の用に供することができないものであること</u>	以下全て削除
P 160 特定民間再開発事業の列 税目 所得税・法人税	特定民間再開発事業の列 税目 所得税
P 160 特定民間再開発事業の列 特例の内容 事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合 軽減税率（居住用資産） <u>買換特例（事業用資産）</u>	特定民間再開発事業の列 特例の内容 事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合 軽減税率（居住用資産）